令和７年度競技団体の組織基盤強化支援事業の実施に関する基本方針

令和７年４月１日
スポーツ庁長官決定

令和７年度競技団体の組織基盤強化支援事業の実施に当たって、令和３年 12 月にスポーツ庁が策定し、令和７年３月 26 日に改定した「持続可能な国際競技力向上プラン」、令和４年３月に文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」及び当該年度の予算等を踏まえ、以下のとおり基本方針を定めるものとする。

（１）事業の趣旨

選手強化・育成、競技普及など多くの役割を持ち、スポーツの振興に欠かせない競技団体が、その役割を十分に果たせるよう、組織基盤を確立・強化するための取組を支援することで、組織の持続的な成長・拡大に向けた競技団体の改革・自走を促進する。

（２）事業の内容

本事業は、（３）に掲げる団体が実施する、以下①～⑥の事業目的の少なくとも一つに合致する中央競技団体の組織基盤強化に向けた取組（以下「助成対象事業」という。）に対して支援を行う。

① レジリエントな経営基盤を確立するための中長期経営計画の明確化

コロナ禍などの急激な状況変化があっても中央競技団体の活動を維持、発展を継続させていくため、レジリエントな経営基盤を確立するための中長期的な経営方針など、中央競技団体が目指す中長期の経営計画を策定する。

② 競技普及のための新たな取組の実施

少子化の中でも恒常的に競技人口を確保し、会員収入の源となる会員登録者数を増加させるため、競技普及に資する様々な取組を行う。

③ 競技の多様な価値創出に向けた取組の実施

新たな試合運営や観戦体験・競技体験等の提供、最新テクノロジーの活用等、先進的な技術の活用により競技の多様な価値の創出に向けた取組を行う。

④ 組織運営をマネジメントする中核的な人材の育成・活用

民間企業等と連携した人材育成、民間企業において経営経験のある人材や弁護士を始めとした専門人材の活用など、組織運営をマネジメントする中核的な人材を育成・活用する。

⑤ 業務改革の更なる加速

各種データベースやシステムの整備等の中央競技団体におけるデジタル化の加速や、多様な働き方の可能化による優秀な人材の確保等により、総合的な業務改革を推進する。

⑥ 競技団体間の連携・統合に向けた取組の実施

複数の競技団体に係るバックオフィスの設立や、複数の競技団体が協働して行う、デジタルプラットフォームの構築並びにブランディング価値創出の検討等、中央競技団体

間の連携・統合を促進し、スポーツ界全体の共通課題の解決を推進する取組を行う。

（３）支援対象団体

本事業における支援対象団体は、以下に掲げる通りとする。

・公益財団法人日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）
・公益財団法人日本パラスポーツ協会（ＪＰＳＡ）
・ＪＯＣの正加盟競技団体
・ＪＰＳＡ日本パラリンピック委員会（ＪＰＣ）の加盟競技団体

（４）助成対象期間

助成対象期間は１年間とし、本事業による助成は最大３年間とする。

（５）助成金の申請

本事業に係る助成金の申請は独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）に対して行うものとし、１競技団体につき１件とする。ただし、（２）⑥の事業目的に合致する取組を含み、事業の実施主体が複数となる助成対象事業を行う場合は、当該事業に参画する競技団体から代表して申請する団体を１団体選定し、当該団体が１件の申請をする。なお、当該事業に参画する競技団体は、当該事業に係る申請のほかには本事業に申請をすることができないものとする。

また、過去に本事業による助成事業を実施し、当該助成事業の事業実施期間が終了した団体は、再度の申請をすることができないものとする。

（６）助成金の額

助成金の申請額（以下「申請額」という。）は、助成対象経費の予定額（以下「経費予定額」という。）に助成率５分の４を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と 25,000 千円のいずれか低い額を上限とする。

助成金の額は、申請額に（９）の評価を反映した額とする。ただし、競技団体の財政規模やその時々の社会状況に応じて、必要があると認める場合には、自己負担軽減措置として、助成率を５分の５（千円未満切り捨て）として取扱うものとする。

（７）交付条件

助成対象事業は、競技団体の明確な方針のもと実施することを前提としているため、本事業に申請する団体（以下「申請団体」という。）が中長期の経営計画の策定を行っていない場合、当該団体は（２）①の事業目的に合致する取組の実施を必須要件とする。

（８）助成事業の決定に係る評価委員会の設置

助成対象事業のうち、本事業において助成する事業（以下「助成事業」という。）の審査に当たっては、政策的な観点も踏まえて審査する必要があることから、スポーツ庁に評価委員会を設置する。ＪＳＣは、申請団体から提出された交付申請書及び事業計画書等（以下「交付申請書等」という。）を取りまとめ、スポーツ庁に審査を付託する。評価委員会は交付申請書等に基づき、助成事業及び助成金の額を審査する。

（９）助成事業及び助成金の額の決定に係る評価の観点

評価委員会における審査に当たっては、（３）の支援対象団体からの申請に対し、「団体の組織体制に関する観点」も考慮しつつ、事業の計画性及び実現性に関して「基礎的な観点」及び「事業内容に関する観点」から評価することにより、それぞれ助成事業及び助成金の額の決定に係る評価を実施する。

(10) 財政基盤の脆弱な競技団体等の振興に資する取組への支援

評価委員会及びＪＳＣは、パラリンピック競技団体その他のパラリンピック競技の振興に資する取組、前年度収入が１億円未満の団体の取組及び複数の団体が協働で事業を実施する取組を促進するため、助成事業の審査及び決定に当たっては、当該取組を含む助成事業の助成額の総額が、当該年度の助成事業の事業総額に 100 分の 50 を乗じて得た額を下回らないよう配慮するものとする。

(11) 複数年度にわたる事業の取扱い

助成対象事業の実施が複数年度にわたる場合であっても、支援対象団体は１年毎にＪＳＣに助成金の交付申請を行い、事業の進捗・成果を含めた事業評価を受ける必要がある。評価委員会は、申請された翌年度の事業計画、当該年度の成果及び翌年度の予算を総合的に考慮し、翌年度の継続可否の審査結果をＪＳＣに回答する。

なお、助成事業における目標の達成度が低いと判断された場合その他事業を継続することが適切でないと認められる場合、次年度以降、当該事業は助成事業から除外するものとする。